

広島県告示第千百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十四年一月五日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次江津線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
三次市作木町香淀字川ヶ九五一番九地先から 三次市作木町門田字下組三〇番二地先まで	三・〇〇〃 三・〇〇〃 三二・六〇〇	三・〇〇〃 三・〇〇〃 三二・六〇〇	ダブルウェイ 一般国道二七 五号と重複 一般国道四三 三号及び一般 国道四三四号 と一部重複
	四、四五二・ 〇〇 一、七〇四・ 〇〇	四、四五二・ 〇〇	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	

三 道路の種類 一般国道		三 道路の種類 一般国道	
二 路線名 四三三号		二 路線名 四三三号	
三 道路の区域		三 道路の区域	
三 次市作木町香淀字川ヶ九五一番九地先から 三 次市作木町門田字下組三〇番二地先まで			
新	旧	新	旧
〇 〽 六〇・〇〇	〇 〽 六〇・〇〇	〇 〽 六〇・〇〇	〇 〽 六〇・〇〇
一〇・六〇	一〇・六〇	一〇・六〇	一〇・六〇
一・九〇	一・九〇	一・九〇	一・九〇
三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇
三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇
四、四五二	四、四五二	四、四五二	四、四五二
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
一、七〇四	一、七〇四	一、七〇四	一、七〇四
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
ダブルウェイ 一般国道四三 三号及び一般 国道四三三 号と一部重複 と一部重複 県道三次江津 線と重複		ダブルウェイ 一般国道四三 三号及び一般 国道四三三 号と一部重複 と一部重複 県道三次江津 線と重複	

三 道路の種類 一般国道		三 道路の種類 一般国道	
二 路線名 四三三号		二 路線名 四三三号	
三 道路の区域		三 道路の区域	
三 次市作木町香淀字川ヶ九四〇番一地先から 三 次市作木町香淀字川ヶ一〇三四番六地先ま で			
新	旧	新	旧
〇 〽 五七・〇〇	〇 〽 五七・〇〇	〇 〽 五七・〇〇	〇 〽 五七・〇〇
一〇・六〇	一〇・六〇	一〇・六〇	一〇・六〇
四七五・〇〇	四七五・〇〇	四七五・〇〇	四七五・〇〇
備考		備考	
一般国道二七 五号、一般国 道四三三 号及び一般 国道三三 号と重複 津線と重複		一般国道二七 五号、一般国 道四三三 号及び一般 国道三三 号と重複 津線と重複	

- 一 道路の種類
- 一般国道
- 二 路線名
- 四三三号
- 三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三 次 市 作 木 町 香 淀 字 川 ヶ 一 〇 三 四 番 六 地 先 ま で		新	〇 〽 一 〇 ・ 六 〇 〽 五 七 ・ 〇	四 七 五 ・ 〇 〇	一 般 国 道 二 七 五 号、一 般 国 道 四 三 三 号 及 び 県 道 三 次 江 津 線 と 重 複
		旧	〇 〽 一 〇 ・ 六 〇 〽 五 七 ・ 〇	四 七 五 ・ 〇 〇	